

I 感染症発生時（動物間感染）

感染症対策は、以下の（１）（２）の要領に沿って実施する。

（１）感染症が疑われる時

- ① 動物の生理的状态（衰弱、呼吸異常、下痢、死亡等）を経時的にモニタリングして、結果を記録保管する。
- ② 感染症が疑われる際には、同室に飼育してある動物も感染していると見なして対処する。飼育室の施錠、関係者以外の立ち入り禁止、動物移動禁止、物品の移動禁止等を行う。確認検査のための動物検査材料のサンプリングを飼育室内で行う。
- ③ 症状、発生状況、および動物の生理的状态とその後の経過を記録し、動物実験施設責任者に報告する。また、推定される病原体の侵入経路を調べる。
- ④ ③の検査依頼は実験動物中央研究所（TEL:044-754-4477、FAX:044-754-4476）へ検査を依頼する。

（２）感染症が確定した際の対策

- ① 感染した微生物の種類、広がり度を考慮した上で、以下の対策を取る。
 - ・感染が確定した動物を安楽死させる。
 - ・感染していない動物に関しても、二次感染を防ぐ体制を取りながら、最終的に飼育室に動物が存在しない状態とする。
 - ・検査結果を踏まえ、抗生物質や寄生虫駆除剤等による治療を実施することもある。
- ② ①が完了すれば、飼育室内の清掃及び消毒を徹底する。
- ③ その後、飼育室を再開する。

II 逃走した動物の捕獲方法

- ① 動物が逃走した際には、直ちに室内のドアを閉鎖する。また飼育室外に逃走した状態の動物を発見した際には、直ちに周囲の教室のドアを閉め動物の侵入を防ぐ。
- ② 室内または廊下の四隅に動物を追い込み、袋や箱等で押さえながら捕獲する。

III 地震および火災等の災害時対策

- ① 動物飼育室および動物実験者の被害状況を把握する。
- ② 動物の逃亡，死亡の確認を行う。逃走の場合には、可能な状況であれば「II 逃走した動物の捕獲方法」を行う。
- ③ 給餌給水体制の確認，飼育室の衛生処理等の復旧を行う。
- ④ 被害が大きく、水・飼料の確保や温度管理が難しいと判断した場合は，苦痛を最小限にとどめる方法で動物を安楽死させる処置をする。

IV 緊急時の連絡網

動物実験に関する緊急連絡は以下の順序を経て行う。

動物実験実施者 → 動物実験責任者 → 動物実験施設管理者 → 学長

附則 この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、大学の名称変更により、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。